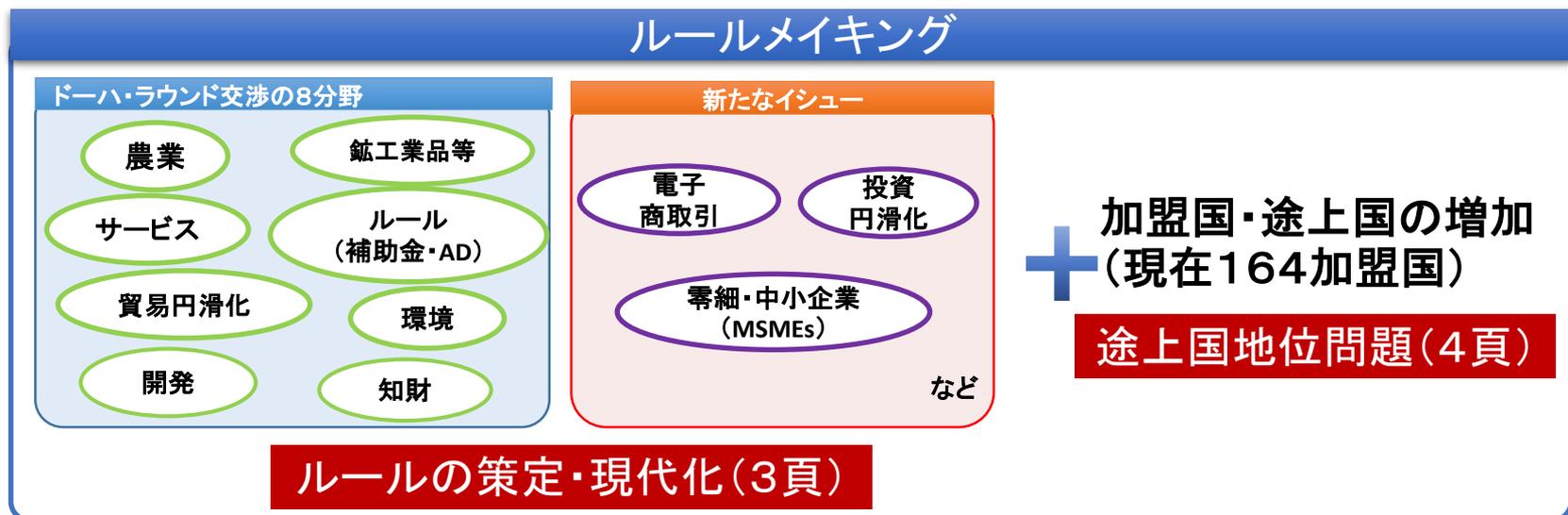


総合的アプローチが不可欠なWTO改革 —三位一体改革の必要性—



ドーハ・ラウンドの失敗 + 新たな課題 + 加盟国の増加 → ルールメイキングの停滞

紛争解決手続を通じた
事実上の**立法・越権行為**

ルール及び制度の
アップデートの停滞

紛争解決 (二審制)

- ・WTO紛争案件の増加
 - ・WTO紛争案件の複雑化・専門化
 - ・対応するルールの欠如
- 紛争解決了解(DSU)の規定が遵守されない

紛争解決制度(上級委員会)改革(2頁)

※2019年12月機能停止

協定履行監視

- ・委員会等における議論の形骸化
通常委員会改革(4頁)
- ・協定上の通報義務の不履行
透明性・通報強化提案(4頁)

紛争の増加

WTO改革（上級委員会問題）

米国の立場

- 紛争解決了解(DSU)に規定されたルールを守るべき。
- 現下の状況がもたらされた根本原因究明の手当てが先決。

上級委員会への不信

上級委員会の司法機関化を批判

EUの立場

- DSUを改正し、上級委員会を現代の要請(紛争の増加・複雑化)に対応させるべき。
→委員の増員, 任期の延長等

上級委員会への信頼

上級委員会の司法機関化を選好



対立

上級委に対する
思想が異なる。

2019年12月10日：上級委員における新規案件の審理が不可能に（機能停止）

主な争点

90日問題

上級委員会による審査期限(90日)の厳守。

→期限が守られていない。

ルール15

上級委員の任期満了後の担当案件継続可否。

→上級委員会規則で運用。
→案件毎の加盟国の承認を受けていない。

先例拘束性

先例拘束性が認められるか否か。

→上級委は事実上先例拘束性を認めているが、協定上の根拠なし。

審査範囲

上級委は上訴された法律問題以外も審査できるか。

→協定上、上級委の審査事項は上訴された法律問題に限られる。

今後の対応

一部加盟国の間では、上級委員会に代わり仲裁手続を活用する暫定的な取決めを結ぶなど、様々な対応を取り始めている。日本は、上級委員会の様々な問題の根本的な解決に向けた改革案を追求し、各国と引き続き緊密に連携していく。

電子商取引

データ・デジタル経済の潜在力活用
信頼性のある自由なデータ流通
(DFFT)を確保するルール作り

以前より多くの国・地域が電子商取引の円滑な発展を阻害し得る規制を増加・模索

サーバーの現地設置要求, ソースコードの開示要求, 電子商取引に対する関税 等

大阪トラック



WTO電子商取引交渉

現在85の加盟国が6つの分野を特定し交渉中

【主要論点】特に, 自由化(日・米), 個人情報保護(EU), 国家秩序維持(中)での対立

⇒第12回閣僚会議(MC12)での実質的進捗を目指す

交渉以外の場での議論

デジタル経済に関する議論を促進
多様なステークホルダーと連携

漁業補助金交渉

- ✓ 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は, 資源の持続可能な利用に対する深刻な脅威。
- ✓ 2015年, SDGs14.6で, 2020年までにIUU漁業に対する補助金の禁止を目標に掲げる。
- ✓ WTOにおいて合意を目指して交渉中。



市場歪曲措置への対応(日米EU三極の取組)



産業補助金規律強化など

市場歪曲的な補助金の規制
補助金協定の明確化・現代化

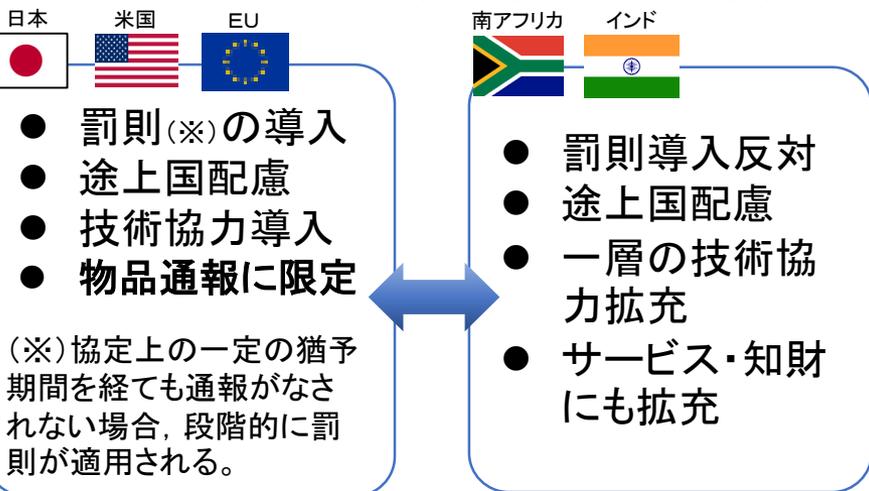


三極での合意後
有志国へアウトリーチ

有志国での規律強化
or
マルチでの規律強化

通報強化・透明性提案

✓ 協定の各種通報義務の履行状況の改善



通常委員会改革

【目的】

- ✓ 委員会機能の再活性化
- ✓ 貿易課題を紛争処理手続に進むことなく相互解決を促進

【課題】

- ✓ 複数の提案が並立。議論の一本化が重要。

【提案内容】

- 議題登録の前倒し、議題注釈の充実
- 文書での質問・回答の徹底
- 会合間の二国間コンサルの実施・報告
- 事務局による議論内容のデータベース構築

途上国地位問題 (途上国に対する特別かつ異なる待遇 : Special and differential treatment provisions S&DT)

- ✓ 基準はなく自己申告 (self-declared)。
- ✓ 協定に定める優遇を受ける権利を有する。中国 トルコ メキシコ も途上国扱い。
→ルールメイキングにおいてもS&DTを求め議論をブロック。



以下に該当する国は途上国地位を放棄すべき。

- ①OECD加盟国
- ②G20メンバー
- ③世銀の「高所得国」
- ④世界貿易量の0.5%以上

対立

